

平成 30 年度 沖縄県相談支援従事者現任研修 募集要項

1 研修目的

相談支援業務に従事している者に対し、困難事例等に対する支援方法についての助言、日常の相談支援業務の検証を行うことにより、資質の向上を図ることを目的とします。

2 主催

一般社団法人沖縄県社会福祉士会

※ 沖縄県から研修事業者として指定を受け研修を実施します。

3 受講対象者

以下の要件を満たす者

厚生労働省が定める相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了済で、かつ、指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者

※ 平成 25 年度に初任者研修を修了し、その後、本研修を受講していない者は、今年度、本研修の受講が必要です。

※ 平成 24 年度以前に初任者研修を受講し、その後、本研修を受講していない者は、資格失効のため改めて初任者研修を受講する必要があります。

※ 平成 30 年度に初任者研修を修了した者は、本研修の受講対象外となります。

【参考】相談支援専門員を配置しなければならない指定事業所

一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援、重度障害者等包括支援(サービス提供責任者の資格要件)

4 日程及び会場

日程：平成 30 年 12 月 3 日（月）～5 日（水）【3 日課程】

会場：てだこホール市民交流室（浦添市仲間 1-9-3）

※ 駐車場の台数に限りがありますので、乗り合い又は公共交通機関をご利用ください。

5 募集定員

100 名程度

※ 受講申込者多数の場合は、県において選考を行うことがあります。

6 受講料及び宿泊料

受講決定通知後、下記の受講料をお支払いいただきます。

受講料：22,000 円

7 受講申込み方法

以下、ホームページから電子申請によりお申し込みください。

一般社団法人沖縄県社会福祉士会（URL：<http://www.ocsw.or.jp/>）

申込期限 **平成 30 年 10 月 31 日（水）12：00 まで**

※ お問い合わせ先

〒903-0804 那覇市首里石嶺町4-135-1 くしぼるビル207

「一般社団法人沖縄県社会福祉士会 相談支援従事者現任研修」 係

TEL：098-943-4249 FAX 番号：098-943-5249

8 申込上のご注意

- 受講申込については記入間違いや記入漏れのないようご入力ください。
- 送信後、記入いただいたメールアドレスに「申込受理完了メール」をお送りいたしますので必ずご確認ください。メール未達の場合は研修申込が完了していない場合がありますので、必ずお問い合わせください。また、何度も送信ボタンを押すと、申込みが複数回完了することになります。その場合は、二重申込みとなり、受講が不可になる場合がありますのでお気を付けください。

9 受講者の決定

- (1) 選考の上、研修実施先の一般社団法人沖縄県社会福祉士会から 11 月 14 日（水）頃までに受講可否の通知等を行います。通知が来ない場合はご連絡ください。
- (2) 申込者多数の場合、所属長の推薦順位、実務経験年数等を勘案の上、選考を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

10 修了証の授与

研修課程を修了した者に修了証書を交付します。なお、研修欠席者（研修開始から 30 分以上の遅刻者を含む。）には修了証書を交付できません。

11 相談事例の提出について

受講にあたっては、受講者全員に課題を提出していただくこととなっております。
詳細は、受講決定通知の際、一般社団法人沖縄県社会福祉士会からお知らせします。

12 個人情報の取り扱いについて

受講希望者に係る個人情報については、本研修の実施に必要な連絡、名簿等の作成のためにのみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

13 研修受講時の留意事項

本要項の内容、研修受講の目的を検討してから受講をお申し込みください。

14 研修受講時の留意事項

- (1) 研修期間中の欠席者および研修開始から 30 分以上の遅刻者には修了証書は発行できません。その場合でも、既に納入頂いた受講料は返還できませんのでご了承ください。
- (2) 研修当日は午前・午後ともに出席を確認しますので、所定の受付場所で必ずチェックをお願いします。確認が取れない場合、修了証を発行できない場合がありますのでご注意ください。
- (3) 次に該当する者は、受講を取り消しますので、ご注意ください。
 - ① 研修の秩序を乱してその実施を妨げ、主催者側の注意にも従わない者
 - ② 学習意欲が著しく欠け、主催者側の再三の注意にもかかわらず改善されない者
例) ア 居眠り、おしゃべりをする。
イ 携帯電話・スマートフォンの使用を続ける。
ウ 研修中に電話で抜け出す。
エ 演習の時間に、その演習に加わろうとしない。
オ やる気がないと公言する。
- ③ その他、主催者にて修了証の発行が出来ないと判断した場合
- (4) 災害時等により研修が中止になる場合もあります。その場合の対応については沖縄県と協議した上で、受講者に通知いたします。